

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶優会（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、つぎのとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（法人における常勤役員の定義の者）については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等について、その業務に応じた報酬等を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等が法人及び施設運営のために、その業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、つぎの各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬については、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号の定めによる。

- (1) 報酬等については、当該月1日から末日までの分を当該月28日に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、法人及び施設運営のために、その業務にあたった場合に支給する。

(役員等の出張旅費)

第7条 役員等が、その法人業務のために出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、原則として実費として支給する。
- 4 旅費等は原則として出張終了後に支払うこととする。但し、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合は、理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けて行う。

付 則 この規程は、平成14年4月1日より施行する。
この規程は、平成17年4月1日より施行する。
この規程は、平成18年10月1日より施行する。
この規程は、平成22年 7月1日より施行する。
この規程は、平成23年 8月1日より遡及して適用施行する。
この規程は、平成24年 8月1日より遡及して適用施行する。
この規程は、平成25年 9月1日より施行する。
この規程は、平成26年 5月1日より遡及して適用施行する。
この規程は、平成29年 4月1日より施行する。
この規程は、平成30年 1月1日より遡及して適用施行する。
この規程は、令和 3年 1月1日より遡及して適用施行する。